

図書館業務員 B 募集のご案内

令和 6 年度中に任用する図書館業務員 B（非常勤職員）について、下記のとおり募集します。

記

- 1 応募資格
 - ・令和 7 年 1 月 1 日現在 18 歳以上（高校生除く）で、『3 勤務形態』で勤務可能な方
 - ・学歴不問、経歴不問
 - ・地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方（次ページ参照）
- 2 勤務場所 団体貸出センター（世田谷区弦巻 3 - 1 6 - 8 世田谷区立図書館内）、もしくは世田谷区立図書館
- 3 勤務形態

職種名	図書館業務員 B
勤務日数	月 7 日（令和 7 年 1 ~ 3 月限定）
勤務日	・配属先で毎月の勤務日を割り振ります。特定の日や曜日ではなく、不規則な勤務割り振りとなります。 ・勤務日には、土・日曜日を含みます。祝日勤務はありません。
勤務時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分の中の 6 時間。（途中休憩 1 時間） 例 1）午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで（勤務 6 時間 + 途中休憩 1 時間） 例 2）午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（勤務 6 時間 + 途中休憩 1 時間）
職務内容	図書館業務（図書の貸出・返却・整理、OA 機器操作、図書の補修等）
報酬	月額 53,914 円（地域手当相当分含む。） ※交通費別途支給（月額上限 55,000 円）
期末手当	支給対象外
社会保険、雇用保険	対象となりません。
その他	①公務災害補償等の適用となります。 ②条例等に規定する休暇等の制度があります。 ③身分は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）です。 ④地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。 ⑤勤務場所は、敷地内禁煙です。

4 募集人数 若干名

5 採用予定日 令和 7 年 1 月 1 日付

- 6 任用期間 令和7年1月1日から令和7年3月31日まで
- 7 選考方法 第1次選考 書類選考
第2次選考 面接（令和6年11月15日（金）予定）
※第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和6年11月8日（金）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。
- 8 申込方法等 次のうちいずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 世田谷区ホームページからの申込（電子申請）

①申込期間：**令和6年10月1日（火）～10月15日（火）午後5時まで受信有効**

②申込方法：世田谷区ホームページの「オンライン手続き」から「職員募集」へ進み、本件を選択してお申し込みください。

※申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込を受け付けた旨を記載したメールを送信しますので、必ずご確認ください。

※スマートフォンからは申請できませんのでご注意ください。

(2) 選考申込書による申込（郵送）

①申込期間：**令和6年10月1日（火）～10月15日（火）午後5時【必着】**

②申込方法：「図書館業務員B選考申込書」（写真貼付）及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を世田谷区立中央図書館調整係まで郵送してください。

※「図書館業務員B選考申込書」、「世田谷区における勤務経歴等確認票」は、世田谷区ホームページ又は世田谷区立図書館ホームページ（<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/>）よりダウンロードできます。

(3) その他、申込みにあたってのお知らせ

・ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、あらかじめご承知おきください。

・『図書館業務員B選考申込書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例及び同施行規則に基づき適正に取り扱い、図書館業務員採用選考及び採用事務の目的を遂行するために使用します。

9 申込先及び問合せ先

世田谷区立中央図書館調整係

〒154-0016 世田谷区弦巻3丁目16番8号

電話：03-3429-2356 FAX：03-3429-7436

【世田谷区公式ホームページ】 <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

参考【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。